

第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画（案）
パブリックコメントの結果について

実施期間：令和6年2月26日～3月15日		
応募のあった意見等の数：1名から1件		
	意見等の要旨	意見等に対する考え方
①	<p>(計画案P21) 「〇市町村だけでは対応が困難な相談等に対しては、福祉保健所や精神保健福祉センターが専門的な助言・指導を行うほか、アウトリーチ推進事業を実施している精神科病院などが連携して支援します。」中の「対応が困難な相談等」の表現について、昔の処遇困難者という言葉を連想させ、障害のある人に原因があり対応できないという意味にも捉えられるため、細かい言い回しは、お任せするが「対応に非常に配慮を要する相談」等に見直していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「〇市町村への専門的な助言が必要な相談等に対しては、福祉保健所や精神保健福祉センター、アウトリーチ推進事業を実施している精神科病院などが連携して支援します。」</p>